

## 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会理事・評議員選任規程

平成7年4月1日施行

平成15年3月28日一部改正

平成17年5月13日一部改正

平成19年7月26日一部改正

平成29年3月21日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、理事・評議員の選任区分について必要な事項を定めるものとする。

(理事及び評議員の選任)

第2条 理事及び評議員の選任は、次のとおりとする。

2 定款第17条に規定する理事は、次に掲げる区分により評議員会において選任する。

3 定款第6条に規定する評議員は、次に掲げる区分により理事会において提案し、評議員選任・解任委員会で選任する。

(理事及び評議員選出基準)

区 分		選出範囲
1	福祉関係機関・福祉団体の代表	民生委員・児童委員、社会福祉施設、更生保護団体、福祉関係行政機関等
2	福祉団体の代表（ボランティア団体及び当事者団体的性格のつよいもの）	ボランティア団体、NPO 団体、当事者団体等
3	住民組織の代表（住民代表的な性格のつよいもの）	自治会、小地域社会福祉組織、その他社会福祉に関連のある住民組織
4	関連分野団体	保健・医療、教育、労働、経済その他関連分野の機関・団体
5	学識経験者	

(兼務の禁止)

第3条 理事、評議員は相互に兼務することができない。

(雑則)

第4条 公職又は団体、施設の代表たる故をもって理事・評議員になった者の任期は、その在職期間とする。

(委任)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、その後の改選より適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月13日から施行し、その後の改選より適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 26 日から施行し、その後の改選より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 2 月 24 日より適用する。